

2026（令和8）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（商法）出題の趣旨

〔第1問〕

本問は、株主総会決議の取消事由および株主総会決議取消しの訴えにおける訴えの利益に関する出題である。

まず、X の提起した株主総会決議取消しの訴えについては、取消しの対象となる株主総会決議において選任された取締役の任期がすでに満了しているため、訴えの利益を欠くのではないかが問題となる。本問の事実関係では、取消しの対象となる株主総会決議で選任された取締役が招集した定時株主総会において、新たに取締役を選任する決議（後行決議）がなされている。後行決議で選任された取締役が在任中であることをふまえて、訴えの利益の有無を判断することが求められる。

本問における株主総会決議の取消事由として、X としては、C に対する招集通知もれを主張することが考えられる。X 自身は招集通知を受け取っており、株主総会にも出席したにもかかわらず、C に対する招集通知もれを取消事由として主張することが認められるか、論じることが求められる。

〔第2問〕

【設問1】は、会計監査人の選任手続に関する出題であり、会計監査人の選解任・不再任議案の決定権が監査役会に与えられている趣旨について説明を求めている。会計監査人の独立性について論じることが求められる。

【設問2】は、会計帳簿および株主名簿の閲覧拒絶事由に関する出題であり、閲覧請求者が会社と競業関係にあることが会計帳簿の閲覧拒絶事由とされている一方、株主名簿の閲覧拒絶事由とされていない趣旨を問うものである。会計帳簿・株主名簿それぞれの性質を説明し、閲覧拒絶事由の趣旨を論じることが求められる。

なお、平成26年会社法改正以前は、閲覧請求者が会社と競業関係にあることが株主名簿の閲覧拒絶事由とされていたが、同改正により当該閲覧拒絶事由が削除されたという経緯がある。しかし、本問の解答にあたって、上記経緯を知っていることは必要ではない。